

別冊 1

みえ県民力 ビジョン
行動計画(仮称)

《最 終 案》

生活・文化部関係 抜粋版

目 次

第1編 政策体系(施策編).....	1(-)
施策132 交通安全のまちづくり.....	2(26) ×
施策133 消費生活の安全の確保.....	4(28) ×
施策211 人権が尊重される社会づくり.....	6(50) ×
施策212 男女共同参画の社会づくり.....	8(52) ×
施策213 多文化共生社会づくり.....	10(54) ×
施策214 NPOの参画による「協創」の社会づくり.....	12(56) ×
施策221 学力の向上	14(58)
施策261 文化の振興	16(86) ×
施策262 生涯学習の振興.....	18(88) ×
施策331 雇用への支援と職業能力開発	20(110) ×
施策332 働き続けることができる環境づくり.....	22(112) ×
施策343 国際戦略の推進	24(118) ×

第2編 選択・集中プログラム 27(-) ※

緊急課題解決プロジェクト

命を守る緊急減災プロジェクト 28(136) ※

働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト 32(144) ※

「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト 34(148) ※

新しい豊かさ協創プロジェクト

県民力を高める絆づくり協創プロジェクト 36(174) ※

第3編 計画の推進

行政運営の取組 39(-) ※

行政運営6 広聴広報の充実 40(194)

()の数字は、11月22日全員協議会資料

「みえ県民力ビジョン・行動計画(仮称)『最終案』」のページ

※ は生活・文化部が主担当部

第1編

政策体系
(施策編)

施策 13.2 交通安全のまちづくり

主担当部局：生活・文化部

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」という意識を持って行動することで、交通事故が減少しています。

また、交通安全施設等の整備が進み、誰もが安全で快適に通行できる道路交通環境が整備されています。

現状と課題

- 県内の交通事故による死者数および負傷者数は長期的に見た場合には減少傾向にありますが、年間 15,000 人以上（1 日あたり 40 人以上）の方が死傷しており、県民の皆さんが安全に安心して暮らしていくには未だ厳しい情勢にあることから、交通安全対策の強化が求められています。
- 少子高齢社会の進展に伴い、高齢者が当事者となる交通事故が増加傾向にあるほか、次代を担う子どもを交通事故から守ることは社会的要請であることから、子どもや高齢者等の交通事故抑止対策の推進が課題となっています。
- 交通事故総数や負傷者数の減少に向けて、交通安全意識や交通マナーの向上のための教育・啓発や交通安全施設の整備、交通指導取締りなど、ソフト・ハード両面から交通安全対策を一層強力に推進することが求められています。

変革の視点

子どもや高齢者に重点を置いた交通安全教育・啓発など、地域の主体的な交通安全活動を進めるとともに、死亡事故の抑止に向けた取締り等を行います。

取組方向

- 県民一人ひとりが交通安全について互いに注意を呼びかけ合い、「地域の安全は地域で確保する」という意識が醸成されるよう、さまざまな主体と連携し、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動を推進します。
- 子どもや高齢者が、安全で安心して生活できる交通環境の実現に向けた交通安全対策を推進するとともに、地域や職域で交通安全活動に取り組む指導者を育成することにより地域の主体的な交通安全活動を支援します。
- 信号機の新設・改良、歩道や照明灯の整備、交差点改良などを計画的に推進するとともに、飲酒運転・信号無視等の悪質・危険な違反やシートベルト、チャイルドシートの正しい着用・使用の徹底に重点を置いた取締りや啓発活動を推進します。

平成 27 年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体と互いに連携をとりながら、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、地域から交通事故をなくすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
交通事故死者数	135 人 (22 年)	75 人以下 (27 年)	交通事故発生から 24 時間以内の死者数

主な取組内容（基本事業）

13201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進

(主担当：生活・文化部 交通安全・消費生活室)

県民一人ひとりが交通安全意識等を高め、交通ルールの遵守と正しい交通マナーが実践できるよう、地域の実情に応じた交通安全教育を推進します。

13202 安全で快適な交通環境の整備 (主担当：警察本部交通部)

歩行者や運転者が安全で快適に通行できるよう、信号機をはじめとした交通安全施設を整備します。

13203 交通秩序の維持 (主担当：警察本部交通部)

安全で快適な交通社会の形成に向け、指導取締り、啓発および捜査活動を推進します。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
交通事故死傷者数	15,013 人 (22 年)	11,800 人以下 (27 年)	交通事故による死者数と負傷者数の合計
信号機の整備箇所数(累計)	3,091 か所 (22 年度)	3,250 か所	道路が新設され交差点となる箇所、子どもや高齢者、障がい者等の交通弱者の利用が多い経路および交通事故多発箇所等、緊急性・必要性の高い交差点等における信号機の整備箇所数
シートベルトの着用率	95.5% (22 年)	98.0% (27 年)	一般道路における運転者のシートベルト着用率

施策 1.3.3 消費生活の安全の確保

主担当部局：生活・文化部

県民の皆さんとめざす姿

事業者から安全で安心な商品やサービスが提供されるとともに、消費者団体、地域住民、事業者団体、教育機関、市町等のさまざまな主体の連携により、消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、県民一人ひとりが消費生活に関する正しい知識や情報を得て、自主的かつ合理的な消費活動を行っています。

現状と課題

- 商取引が多様化・複雑化し、消費者と事業者との間において情報量の差が大きくなっていることから、新たな消費者トラブルが発生し、高齢者の被害が増加しています。このため、消費者トラブルの未然防止および解決のための支援が求められています。
- 消費者庁の設置、消費者安全法の施行により、国や県、市町が役割分担し、一体となって消費者行政に取り組んでいくため、市町の消費生活相談窓口をさらに充実することが必要です。
- 安心できる消費生活を守るために、消費者団体、事業者団体、市町等と連携し、幅広く啓発活動を行う必要があります。また、事業者自らの消費者の信頼を確保する取組を促進することが課題となっています。

変革の視点

消費者団体、事業者団体、教育機関、市町等さまざまな主体と連携することにより、身近なところでの消費者啓発や情報提供、相談体制を充実させるとともに、地域で支え合う意識を醸成し、消費者トラブルの未然防止や、県民の皆さんの自主的解決の支援に取り組みます。

取組方向

- さまざまな主体が参画するネットワークの拡大を進め、連携して啓発活動を行うことにより、消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図ります。特に、高齢者の被害を防止するため、市町や消費者団体等による地域での啓発活動を促進します。
- 県消費生活センターは、県内の消費者行政の中核センターとして、消費者事故等に関する情報集約や情報提供、専門的な相談対応を行うとともに、市町の消費生活相談員等の人材育成や広域的連携による相談体制充実への助言等を行います。
- 悪質な商取引について、市町や警察、近隣府県、関係団体等と連携して事業者指導を行うとともに、ネットワークを活用して事業者団体の自主行動基準策定への働きかけを行うなど、取引の適正化を図ります。

平成27年度末での到達目標

身近なところで、さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、地域で支え合う意識が高まることにより、消費者トラブルの予防や解決など県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
消費生活情報を県民が利用している件数	60,012 件 (22年度)	62,000 件	消費生活に関する相談窓口や講座、研修会、情報提供事業の情報を利用している件数

主な取組内容（基本事業）

13301 消費者の自立のための支援

(主担当：生活・文化部 交通安全・消費生活室)

県民一人ひとりが、自主的かつ合理的な消費活動を行うため、消費者団体、事業者団体、教育機関、市町等と連携・協働し、正しい知識、情報を得る機会を充実します。

13302 消費者被害の防止・救済

(主担当：生活・文化部 交通安全・消費生活室)

相談体制を充実し、県民の皆さんができるだけ事業者との消費者トラブルを回避し、または解決することができるよう支援を行います。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
消費生活講座の満足度	95% (推計値)	97%	県が実施する「出前講座」「青少年講座」等の参加者のうち、満足度(5段階)が4以上であった割合
消費生活相談の解決につながる助言を行った割合	96.7% (22年度)	98.5%	消費生活相談のうち、消費者トラブルの解決につながる助言や、仲介による解決を行った割合

施策2.1.1 人権が尊重される社会づくり

主担当部局：生活・文化部

県民の皆さんとの取り組み

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮できる機会が誰にでも与えられる社会になっています。

現状と課題

- 人びとの人権意識は高まりつつありますが、偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しています。
- 人権尊重社会の実現には、住民のあらゆる活動のベースに人権尊重の視点が根付いて、全ての地域において人権文化が醸成されていくことが必要です。
- 県民一人ひとりが、人権問題について単に知識を習得するだけでなく、自らの問題としてとらえ、社会の一員として解決に向けて主体的に行動していくよう、人権意識を高揚させていく必要があります。
- 人権相談の内容が多様化・複雑化してきていることから、相談機関にはさらなる専門性が求められるとともに、相談機関相互をつなぐ体制づくりが必要です。

変革の視点

これまでの人権課題に加え、インターネット社会における人権問題など新たな課題に対して、県民の皆さんのが自らの問題ととらえ、主体的に取り組んでいくよう支援するとともに、解決に向けて共に取組を進めます。

取組方向

- 県民の皆さんの人権意識を把握し、人権尊重の視点に立った行政を総合的に推進するとともに、住民組織、NPO・団体、企業等の活動を支援するなど、人権が尊重されるまちづくりを推進します。
- 多様な手段や機会を活用して人権啓発活動を推進するとともに、人権教育については、各実施主体との有機的な連携・協力関係のもと、人権感覚あふれる学校づくり・人権尊重の地域づくりを進め、自分の人権を守り、他者の人権を守るために実践行動する力を育みます。
- 人権相談について、さまざまな相談機関が主体的に関わり、持続的な活動が行えるように、ネットワークの構築や相談員の資質向上に向けた支援を行います。
- インターネット上の差別的な書き込みや人権侵害に対応していくネットモニタリング活動が、地域で自発的に展開されるよう、活動の核となる人材の育成等に取り組みます。
- こうした取組を効果的に連携させ、同和問題をはじめとした女性、子どもも、障がい者、高齢者、外国人等の人権に関する課題の解決に向けて取り組んでいきます。

平成27年度末での到達目標

人権啓発・教育が推進され、県民一人ひとりが、人権に対する理解と認識を深めるとともに、人権尊重の視点に立ったまちづくりに主体的に取り組んでいます。
また、差別や人権侵害等に対する人権相談体制等が整備され、差別や人権侵害を許さない、人権文化が定着した社会づくりが進展しています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
人権が尊重されている社会になつていると感じる県民の割合	27.8% (22年度)	33.0%	e-モニターおよび啓発イベントによるアンケートにおいて、人権が尊重されている社会になつていると「感じている」「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合

主な取組内容（基本事業）

21101 人権が尊重されるまちづくりの推進

（主担当：生活・文化部人権室）

地域において人権文化が醸成され、住民のあらゆる活動に人権尊重の視点を根付かせていくため、人権が尊重されるまちづくりの取組を推進します。

21102 人権啓発の推進（主担当：生活・文化部人権室）

県民の皆さんに対して、さまざまな工夫を凝らした人権啓発を実施し、人権意識の高揚を図ります。

21103 人権教育の推進（主担当：教育委員会人権教育室）

自分の人権を守り、他者の人権を守るために実践行動ができる力を育み、人権文化を構築する主体者づくりを行います。

21104 人権擁護の推進（主担当：生活・文化部人権室）

差別や人権侵害等を受けた人が、迅速で的確な相談支援を受けられるよう、相談機関への支援を行います。

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
地域における「人権が尊重されるまちづくり」推進研修の受講者数	836人 (22年度)	1,040人	講師・助言者派遣等の県の支援を受け、地域が開催する「人権が尊重されるまちづくり」研修会等の参加者数
人権イベント・講座等の参加者数	38,931人 (22年度)	41,000人	人権尊重社会の実現のため、県が開催する人権啓発イベント・講座等への参加者数
人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合	39.0% (22年度)	70.0%	子どもたちの発達段階に応じた人権教育カリキュラムや全ての教育活動を有機的につなぐカリキュラムなど、総合的な人権教育の全体計画を作成している公立小中学校および県立学校の割合
人権に関わる相談員を対象とした研修会等の満足度	61.3% (22年度)	72.0%	人権に関わる相談員を対象とした研修会の受講者アンケートで、「非常に有意義」と回答した人の割合

施策2.1.2 男女共同参画の社会づくり

主担当部局：生活・文化部

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれに多様な生き方が認められる社会が実現しています。そこでは、男女が、対等な立場で家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野における活動に積極的・主体的に参加し、共に責任を担っています。

現状と課題

- 労働力人口^{注)1}が減少する中で社会が成長し豊かさを維持していくためには、男女が性別に関わらず、個性と能力を十分に発揮できる社会を築いていくことが、極めて重要です。
- 政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に進んできましたが、参画状況は未だ不十分です。また、固定的な性別役割分担意識が未だ根強く残っているなどの状況にあることから、男女共同参画意識の一層の普及・啓発が必要です。
- 地域や働く場における男女共同参画の進捗は十分ではなく、市町等と連携して一層の働きかけや支援を行っていく必要があります。
- ドメスティック・バイオレンス (DV)^{注)2}の相談件数が増加傾向にあることなどから、DV防止のための啓発や被害者支援の一層の推進が求められています。

変革の視点

男女共同参画についての県民の皆さんの理解を一層深めるとともに、県民一人ひとりが性別に関わらず能力を発揮して、人と人、人と地域などの多様なつながりの中で積極的に社会に参画できるよう、仕事と生活の調和などの環境整備を進めます。

取組方向

- 県の事業において、男女共同参画の視点を取り入れた展開ができるよう全庁的に取り組みます。
- 県民の皆さんや関係機関と連携しながら政策・方針決定の場への女性の参画を一層進めるとともに、就労をはじめとした女性の社会参画に対する支援を進めます。
- 三重県男女共同参画センターによる学習機会の提供や多様なメディアを活用した啓発等を通じて、男女共同参画意識の一層の普及を進めます。
- 企業等の男女間の格差是正や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、働き方の見直しや育児・介護休業制度の普及などを促進するとともに、地域活動における男女共同参画が進むよう、市町等と連携して地域での取組への働きかけや支援を行います。
- DVによる被害の防止対策については、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、特に若年層に対する啓発を強化するとともに被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を進めます。

平成27年度末での到達目標

男女共同参画意識の普及が進み、行政や企業、各種団体等において男女が対等な構成員として、政策や方針の決定過程に共に参画し活動する社会づくりが進展しています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
社会全体において男女が平等になっていると思う人の割合	13.9%	18.0%	e-モニターによるアンケートにおいて、「社会全体で男女の地位が平等になっていると思いますか」という設問に対して、「平等である」と回答した人の割合

主な取組内容（基本事業）

21201 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

(主担当：生活・文化部 男女共同参画・NPO室)

男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画し責任を担う社会づくりが進むことをめざします。

21202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

(主担当：生活・文化部 男女共同参画・NPO室)

男女共同参画意識が県民の皆さんに一層浸透し、男女共同参画の阻害要因となっている制度、慣行等の改善が進むことをめざします。

21203 働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進

(主担当：生活・文化部 男女共同参画・NPO室)

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保を促進するとともに、男女が共に積極的に地域活動に参画し協力しながら家庭生活を営む社会づくりが進むことをめざします。

21204 性別に基づく暴力等への取組

(主担当：健康福祉部こども局こども家庭室)

DVを許さないという意識の浸透を図るとともに、相談や被害者の保護・支援体制の充実を図ります。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県・市町の審議会等における女性委員の登用率	24.7%	28.7%	地方自治法(第202条の3)に基づき県および市町が設置する審議会等における女性委員の総委員数に対する割合
男女共同参画フォーラムの男性参加率	25.0% (22年度)	45.0%	三重県男女共同参画センターが開催する男女共同参画フォーラムの参加者のうち男性参加者の割合
男女間格差の是正に取り組んでいる企業等の割合	21.3% (22年度)	27.0%	雇用慣行や性別役割分担などが原因で男女の労働者間に事実上生じている格差の是正を目的として行う措置(ポジティブ・アクション等)に取り組んでいる企業等の割合
「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数	9か所 (22年度)	17か所	被害者への情報発信およびDVを許さない住民意識の向上を図るため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～11月25日)中に、県、市町および関係機関が、街頭での一斉啓発を含む多様な啓発を行った地域数

施策 2.1.3 多文化共生社会づくり

主担当部局：生活・文化部

県民の皆さんとめざす姿

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生社会づくりに取り組むことにより、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会の構成員として安心して快適に暮らしています。

現状と課題

- 三重県の外国人登録者数は、46,817人（2010年末）と県人口の約2.5%を占め、外国人比率は全国第3位となっています。外国人住民は、地域の経済を支える大きな力となっているものの、言葉の壁や文化の違いなどから地域でのコミュニケーションが十分に図られず、外国人住民の地域社会への参画が進んでいません。
- 外国人児童生徒が、将来、地域社会の構成員として共に生活していくために必要とされる日本語で学ぶ力を十分に身につけていくとはいえない状況にあります。
- 近年の経済環境の悪化に伴い、不安定な雇用形態にある外国人労働者の解雇、雇い止めが増加しました。外国人住民は定住化傾向にあることから、職を失うことにより教育、住居、医療等さまざまな生活面での問題が顕在化しています。

変革の視点

外国人住民は、これまで支援が必要とされる立場とされていましたが、これからは、地域社会の構成員として、その能力が十分に発揮できるよう環境を整備していく必要があります、さまざまな主体と連携して多文化共生社会づくりの実現をめざします。

取組方向

- 外国人住民のコミュニケーション能力の向上を図るため、日本語指導ボランティアの育成や活用、やさしい日本語の普及、教科学習につながる学習言語の習得等外国人児童生徒教育の充実、多言語での情報提供等にNPO、経済団体、行政等と連携して取り組みます。
- 外国人住民の抱える日常生活におけるさまざまな課題の解決のため、これまで構築したNPO、経済団体、行政等とのネットワークを拡充し、相談窓口の設置、医療・防災ボランティアの育成、地域と連携した外国人住民への防災啓発、多文化共生の啓発などに取り組み、外国人住民が地域社会へ参画しやすい環境づくりを進めます。

平成27年度末での到達目標

外国人住民が抱える教育、就労などの生活課題の解決に向け、NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携し、それぞれが役割、取組方向を理解して、外国人住民が地域社会に参画しやすい環境づくりを進めています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
多文化共生に取り組む団体数	141 団体 (22年度)	200 団体	多文化共生事業に県と協働で取り組む団体・企業および国際交流団体の数

主な取組内容（基本目標）

- 21301 外国人住民との円滑なコミュニケーション支援
 (主担当：生活・文化部国際室)
 日本語指導ボランティア等を育成し、外国人住民のコミュニケーション能力の向上と人材育成を図ります。
- 21302 外国人住民の地域社会参画支援 (主担当：生活・文化部国際室)
 地域と連携した防災研修や多文化共生啓発等により、外国人住民の地域社会参画を進めます。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
日本語指導ボランティア数	614人 (22年度)	700人	県内の日本語教室で外国人に日本語を教えるボランティア数
セミナー、ボランティア研修等参加者数	256人 (22年度)	500人	多文化共生に関するセミナー、防災・医療等ボランティア研修への参加者数

施策2-1-4 NPOの参画による「協創」の社会づくり

主担当部局：生活・文化部

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、自らを社会づくりの担い手であると認識し、NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）に対する理解を深め、さまざまな手段によりNPO活動に参画するとともに、NPOは社会づくりの主要な担い手として自立した活動を展開し、さまざまな主体と力を合わせ、地域の諸課題に取り組んでいます。

現状と課題

- NPO法人数は増加しているものの、NPOの活動を支える社会の仕組みが整備されておらず、収入規模が500万円以下の法人が半数以上を占めるなど、NPO法人の活動基盤の脆弱さが課題となっています。
- NPOがさまざまな分野で社会づくりに取り組んでいるという認識は広がっているものの、NPOの活動内容などの情報が浸透しておらず、県民の皆さんや企業等のNPO活動に対する理解が十分に進んでいません。
- NPOと行政、企業などのさまざまな主体が、互いの強みを生かし、力を合わせて社会づくりを進めていくことについて、必要性の認識は広がっているものの、支える仕組みや基盤が十分ではなく、実践は進んでいません。

変革の視点

社会づくりの主要な担い手であるNPOが、自らの力を十分に発揮し、自発的・自立的に地域課題に取り組めるよう環境を整備します。

取組方向

- 県民の皆さんや企業等のNPOの活動に対する理解を深めていくため、NPOの活動内容や運営状況などの情報発信を支援していきます。また、寄付やボランティアなどにより、県民の皆さんや企業等がNPOの活動に参画・支援しやすい仕組みを整備します。
- NPOとさまざまな主体が、互いに力を合わせて社会づくりに取り組むため、各主体の役割などを共有するとともに、「協創」の取組を充実させていきます。

平成27年度末での到達目標

県民の皆さんや企業等から、NPOの活動に必要な資源（資金、人材、情報など）が提供される仕組みが強化され、NPOが自立して活動する環境が整備されています。
また、NPOとさまざまな主体がめざす姿を共有するとともに、互いに力を合わせて社会づくりを進めていくための体制が整備されています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
NPO・ボランティア・市民活動に参加している住民の割合	9.5%	13.5%	e-モニターによるアンケートにおいて、NPO・ボランティア・市民活動への参加状況について、「参加している」と答えた人の割合

重点化取組内容（実績本署認定）

21401 県民の社会参画活動への支援

(主担当：生活・文化部 男女共同参画・NPO室)
県民の皆さんがあそ社会参画に対する意識を高めるとともに、NPOに対する理解を深め、さまざまな手段で参画できる仕組みを整備します。

21402 NPOが活発に活動できる環境の充実

(主担当：生活・文化部 男女共同参画・NPO室)
NPOが活動体制を強化して、より活発に活動を展開できる環境整備を図ります。

21403 NPOとさまざまな主体との「協創」の推進

(主担当：生活・文化部 男女共同参画・NPO室)
NPOとさまざまな主体が、力を合わせて社会づくりを進めることの必要性を共有し、さまざまな分野で取組を推進する仕組みを整備します。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
NPO法人に対する寄付金総額	124,761 千円 (21年)	200,000 千円 (26年)	NPO法人の実績報告書に記載されている寄付金の総額
認定NPO法人数	1法人	30 法人	県内の特定非営利活動法人のうち、その運営組織および事業活動が適正であり、公益の増進に資するものとして、認定を受けた特定非営利活動法人(認定NPO法人)の数
NPOと県の連携・協働事業数	51 事業 (22年度)	75 事業	NPOと県が連携・協働して取り組んだ事業数

施策221 学力の向上

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体による教育への取組が進む中で、子どもたちに自ら課題を解決する力、他者と共に学び高め合う力が育まれています。

現状と課題

- 子どもたちの学力低下が課題となっており、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、その知識・技能を生かす力を育み、学習意欲を高めることが求められています。
- 雇用の多様化・流動化が進む中、子どもたちが社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度を身につける必要があります。
- 多くの経験豊かな教職員の退職が見込まれるとともに、職場の中で互いの力を磨こうとする「育てる文化」が薄れつつあり、教職員全体の資質向上が重要な課題となっています。
- 子どもたちのいじめや暴力行為等が依然としてみられる事から、専門家の活用や関係機関等との連携を一層図る必要があります。

変革の視点

子どもたちの学力低下が課題となっている中、学習意欲の向上と学習習慣の確立を図り、主体的に社会の形成に参画する力を身につける必要があります。このため、子どもたちの学力や学習・生活の状況を客観的に把握し、学校・家庭・地域が連携しながら、子どもたちの主体的な学びの向上に向けた取組を県民総参加で進めます。

主担当部局：教育委員会

取組方向

- 各市町教育委員会と連携して全ての小中学校で全国学力・学習状況調査の実施・活用を促進し、教育指導の改善を継続的に行うとともに、きめ細かく行き届いた少人数教育を推進するなど、子どもたちの学力の定着・向上を図ります。さらに、学力や学習状況に関する情報を家庭、地域と共有し、子どもたちの学習意欲を引き出す環境づくりを進めます。高等学校では学力の定着・向上を図るとともに、各学校の特色や専門性を生かした、より高度で発展的な教育の充実に取り組みます。
- 子どもたちが社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度を身につけられるよう、各公立学校がキャリア教育の拡充に取り組みます。
- 教職員の授業力を高めるために、授業の改善を重視し、教職員一人ひとりに応じた研修を充実するとともに、学校では授業研究を中心とした校内研修体制の確立に取り組みます。
- いじめ、暴力行為等の問題行動に対して、専門家の活用や各関係機関との連携・協力を進め、安心して学べる学級・学校づくりを推進します。
- 私立学校において教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育サービスが一層拡充されるよう努めます。

平成27年度末での到達目標

学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちの学力向上を図ることで一人ひとりが主体的に学習に取り組み、社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度・知識を身につけるとともに、安心して学習できる環境の中で、充実した学校生活をおくっています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
学校に満足している子どもたちの割合	76.7% (22年度)	85.0%	県内の公立小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生の子どもたちを対象とする「学校生活についてのアンケート（授業内容の理解、相談や質問ができる雰囲気、学校生活の安心感、目的意識の有無の4項目）」の平均値から算出した、学校に満足している割合

主な取組内容（基本事業）

22101 子どもたちの学力の定着と向上

（主担当：教育委員会小中学校教育室）

家庭や地域と連携し、子どもたちの学力の定着と向上を図る取組を計画的・継続的に進めます。

22102 社会に参画する力の育成（主担当：教育委員会高校教育室）

生徒が自立して主体的に社会の形成に参画する力を育成する取組を進めます。

22103 教職員の資質の向上（主担当：教育委員会研修企画・支援室）

教職員の教科等の実践的な指導力を高める取組を進めます。

22104 学びを支える環境づくりの推進

（主担当：教育委員会生徒指導・健康教育室）

子どもたちが規範意識や社会性を身につけ、安心して学べる環境づくりを進めます。

22105 私学教育の振興（主担当：生活・文化部 生活・文化総務室）

経常的経費等への補助などにより、特色ある学校づくりおよび健全な学校経営を支援します。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
授業内容を理解している公立小中高等学校の子どもたちの割合	82.1% (22年度)	85.0%	県内の公立小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生で学校の授業内容が「よくわかる」「だいたいわかる」と回答した子どもたちの割合
新規高等学校卒業者が、就職した県内企業に、1年後定着している割合	84.4% (22年度)	92.0%	高等学校卒業者が、就職した県内企業に1年後就業している割合（100－県内企業に就職した高等学校卒業者の1年後の進路不適応による離職率）
研修内容を「自らの実践に活用できる」とする教職員の割合	86.0% (推計値)	90.0%	教育委員会研修分野が主催・支援する研修のアンケートにおいて、「研修内容を自らの実践に活用できる」と回答した教職員の割合
1,000人あたりの暴力行為発生件数	3.5件 (22年度)	3.0件 以下	「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）における本県の公立小中高等学校での暴力行為の児童生徒1,000人あたりの発生件数
特色化教育実施事例数	80件 (22年度)	100件	私立中学校・高等学校におけるキャリア教育、環境教育等特色ある教育への取組事例数

施策26.1 文化的振興

主担当部局：生活・文化部

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体がそれぞれの力を生かし、協力し合いながら三重の文化活動を支えており、県民の皆さんがあなたが多様な文化にふれ親しみ、文化活動への参加をとおした幅広い交流が行われるとともに、歴史的・文化的資産等が地域の誇りとして、大切に守り伝えられ、活用されています。

現状と課題

- 県民一人ひとりが自ら文化芸術にふれ、学び、成果を高め合う機会や、お互いに交流し、活動の裾野を広げる機会を充実させる必要があります。
- 県民主体の文化活動を促進するとともに、文化情報の収集・保存と共有を進め、併せて効果的な情報発信を行う必要があります。
- 地域の中で発展してきた個性豊かな文化や守り伝えられてきた文化財が、地域に対する愛着や誇りを育み、地域の絆を強めるなど、人づくりや地域づくりに果たす役割が期待されています。

変革の視点

新県立博物館の開館に向け、総合文化センター周辺の各施設が、さまざまな主体と連携し、中核的な拠点（文化交流ゾーン^{注）10}）を形成することにより、県民の皆さんがあなたが心の豊かさと安らぎを感じ、知的な刺激を受けるよう文化にふれる機会を多く提供します。

取組方向

- 文化的な担い手としての県民の皆さんの創造的な活動を支援し、顕彰制度の運用や質の高い文化芸術の発表の場づくりなど、主体的な文化活動を促す環境づくりを進めます。
- 県民の皆さんがあなたが文化交流ゾーンの機能を認識し十分に活用できるよう、魅力的な情報発信および環境整備等に取り組みます。
- 県民の皆さんがあなたが地域の文化財の価値に気づき、大切に守り伝え、積極的に活用できる環境づくりを進めるとともに、歴史的・文化的資産等を生かした人づくりや地域づくりを促進します。

平成27年度末での到達目標

三重の文化や文化財が効果的に県内外へ情報発信されるとともに、それらを生かした取組が活発になり、県民の皆さんがあなたが、主体的に文化活動に参加・参画し、地域の魅力や価値を高めています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
参加した文化活動に対する満足度	60.7% (22年度)	66.0%	三重県文化会館が実施した公演事業およびみえ文化芸術祭におけるアンケート調査で、公演やイベントの内容について、「とても満足している」と回答した人の割合

主な取組内容（基本事業）

26101 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

(主担当：生活・文化部文化振興室)

県民一人ひとりが多様な文化にふれ親しみ、創造し、文化活動に参加することができる環境づくりを進めます。

26102 歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用

(主担当：教育委員会社会教育・文化財保護室)

県民の皆さんのが地域の歴史的資産等の魅力を知り、地域の誇りとして大切に守り伝え、人づくりや地域づくりに生かすことができる環境づくりを進めます。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
文化交流ゾーンを構成する施設の利用者数	1,173,221 人 (22 年度)	1,360,000 人	文化交流ゾーンを構成する施設である県立の図書館、博物館、美術館および三重県総合文化センターの利用者数
文化芸術情報アクセス件数	60,210 件/月 (22 年度)	100,000 件/月	文化振興室が管理運営するインターネットのホームページ「三重の文化」への月平均アクセス数
文化財情報アクセス件数	14,208 件/月 (22 年度)	17,000 件/月	県が管理運営するインターネットの文化財に関するホームページへの月平均アクセス数

施策 262 生涯学習の振興

主担当部局：生活・文化部

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんの多様な学習ニーズに応えることができる学びの場や機会が、さまざまな主体の力を合わせた活動により数多く生み出され、県民の皆さんが楽しく学びながら、自らの知識や経験を生かして積極的に活動しています。

現状と課題

- 県民の皆さんの学習ニーズは多様化・高度化しており、それぞれのライフステージにおける学習ニーズを的確に把握し、そのニーズに応じた学習機会を提供することが求められています。
- 県民一人ひとりのライフスタイルに対応した学習環境の整備や、市町や地域の活動団体等との連携など、県内のどこでも学習できる場や仕組みづくりが必要です。
- 学んだ成果が個人にとどまることなく、人づくりや地域づくりにつながるよう、活動の場の提供や情報提供の充実など、成果を生かすことができる環境づくりが求められています。
- 生涯学習の推進に重要な役割を担う社会教育においては、多様化・高度化した学習ニーズへの適切な対応が求められているほか、社会教育活動の推進にあたり、さまざまな主体との連携を図る必要があります。

変革の視点

生涯学習センターをはじめとする生涯学習施設の機能充実や連携強化等のこれまでの取組に加え、県民の皆さんと協働して魅力的な博物館づくりを進めるとともに、公民館や図書館等の「身近な拠点」や学校、地域との連携を強化することにより、県民の皆さんが県内のどこでも学習できる環境づくりを進めます。

取組方向

- 新県立博物館の整備により三重の自然と歴史・文化について、共に学び、考えることができる場づくりを進めます。
- 市町や学校等さまざまな主体との連携・協働により、アウトリーチ^{注11}や参加体験型学習など、さまざまな学習機会を提供します。
- 学んだ成果を地域で生かそうとする県民の皆さんに対し、学習交流の場や講師登録情報の提供を充実させるなど、新たな成果の活用の場や機会を創出する取組を促進します。
- 社会教育関係者の交流の場を設け、情報共有や人材育成を図ることにより、地域における社会教育活動を促進します。

平成 27 年度末での到達目標

これまで自己の関心やライフスタイルにあった学習機会を得られなかつた県民の皆さんのが、容易に自己のニーズにあった学習情報を得ることができ、気軽に学びの場や機会を利用しています。また、これまで学習活動を行ってきた県民の皆さんも、より高度な知識や技術を習得し、学んだ成果を生かす機会を得ています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
参加した学習活動に対する満足度	72.0% (22 年度)	77.0%	県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館、生涯学習センターが実施した展覧会、講座・セミナーにおけるアンケート調査で、講座の内容等について、「満足している」と回答した人の割合

主な取組内容（基本事業）

26201 学びあう場の充実（主担当：生活・文化部文化振興室）

だれでも、いつでも、どこでも、楽しく学び続けることができ、その成果を生かすことができる環境づくりを進めます。

26202 地域と連携した社会教育の推進

（主担当：教育委員会社会教育・文化財保護室）

社会教育関係者をつなぐネットワークが充実し、社会教育で学んだ住民がその成果を地域で生かすことができる環境づくりを進めます。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県立生涯学習施設の利用者数	627,350 人 (22年度)	855,000 人	県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館、熊野少年自然の家、鈴鹿青少年センター、生涯学習センターの利用者数
「協創」による博物館づくりへの参画者数	231 人 (22年度)	550 人	新県立博物館の県民参加組織への登録者数
社会教育関係者ネットワーク会議への参加者数	80 人 (推計値)	210 人	社会教育関係者（社会教育委員、関係団体、行政等）が幅広くつながる交流の場として開催するネットワーク会議への参加者数

施策 3.3.1 雇用への支援と職業能力開発

主担当部局：生活・文化部

県民の皆さんとめざす姿

企業、NPO、行政等が連携して地域の実情に応じた雇用支援や職業能力開発が行われることにより、働く意欲のある人が、性別や年齢、障がいの有無等に関わりなく働いています。

現状と課題

- 平成 20 (2008) 年の金融危機や平成 23 (2011) 年の東日本大震災の発生により、県内の雇用経済情勢は依然として厳しい状況となっており、雇用支援を一層進めていく必要があります。
- 雇用の不安定化、低所得化が進む中で、若年者に対する雇用支援の必要性が高まっています。また、若年無業者の職業的自立が課題となっており、地域で包括的に支援する仕組みが求められています。
- 県内での民間企業における障がい者実雇用率は、法定雇用率を大きく下回っており、一層の雇用促進の取組が求められています。
- 生産年齢人口の減少により、高齢者が今まで培ってきた経験や能力を發揮できる多様な就労機会の提供が求められています。
- 雇用情勢は地域によって違いがあることから、地域の実情に応じた雇用支援策が求められています。
- 厳しい雇用情勢が続く中、雇用のセーフティネットとしての職業訓練等を一層充実させることができます。
- 国際的な価格・品質競争の激化や少子高齢化の進展など県内産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、個々の勤労者の技能の向上と産業を担う人材の育成が求められています。

改革の視点

経済のグローバル化等により若者を中心とした雇用の不安定化が進む中、さまざまな主体と連携して地域の実情に応じた多様な雇用支援に取り組みます。また、県内での民間企業における障がい者実雇用率が法定雇用率を下回る中、就労機会の拡大をめざし、障がい者が自立し社会に参画できるよう企業と共に取り組みます。

取組方向

- 若年者の雇用対策では、大学等との連携を強めるとともに、若年求職者の安定した就労に向けての支援を総合的に実施します。また、若年無業者に対しては、本人や家族が相談しやすい環境づくりを進め、支援機関と連携して職業的自立に向けた支援に取り組みます。
- 県と障がい者の就労を支援している関係機関の連携を強化するとともに、事業主への働きかけや障がい者の態様に応じた職業能力開発の内容を充実することにより障がい者雇用の促進に努めます。
- 就職面接会などを実施して高齢者の多様な就労を一層進めるなど、働く意欲のある人に対する就労機会の拡大に努めます。
- 経済団体、労働団体、NPO、国、市町等と連携することにより、地域の実情に応じた雇用支援に取り組み、就労機会の確保を図ります。
- 国等との連携のもと、成長が見込まれる分野や求人ニーズが高い分野への就労をめざした職業訓練等に取り組みます。
- 高等学校卒業者等への職業訓練により地域産業の担い手となる人材を育成するとともに、民間の職業能力開発校への支援や技能検定の実施等により、企業や勤労者が行う技能向上を支援します。

平成 27 年度末での到達目標

働く意欲はあるものの就労が困難な若年者、障がい者、高齢者などの就労や、若年無業者の職業的自立が進んでいます。

また、雇用のセーフティネットとしての職業訓練等が充実するとともに、技能向上に積極的に取り組む企業や勤労者が増加しています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
雇用対策事業による就職者数 雇用対策事業による就職者数	1,464 人 (22 年度)	1,610 人	県が実施する(共催を含む)雇用対策事業により支援した人のうち支援終了後3か月以内に就職した人数

主な取組内容（基本事業）

- 33101 若年者の雇用支援（主担当：生活・文化部 勤労・雇用支援室）
若年者に対して、さまざまな就労支援を行うことで、若年者の安定した就労を進めます。
- 33102 障がい者、高齢者等の雇用支援
(主担当：生活・文化部 勤労・雇用支援室)
企業における障がい者雇用を促進するとともに、高齢者に対する多様な就労機会の提供をめざします。
- 33103 雇用施策の地域展開（主担当：生活・文化部 勤労・雇用支援室）
地域のさまざまな主体と連携・協働して、地域の実情に応じた雇用支援に取り組み、就労機会の確保を図ります。
- 33104 職業能力開発への支援（主担当：生活・文化部 勤労・雇用支援室）
雇用のセーフティネットとしての職業訓練に取り組むとともに、企業や勤労者の行う技能向上を支援します。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県が実施する若年者の雇用対策事業により支援した延べ若年者数	13,462 人 (22 年度)	14,250 人	「おしごと広場みえ」における職業紹介・職業相談やカウンセリング、就職支援セミナー等により支援した延べ若年者数
民間企業における障がい者の実雇用率	1.50% (22 年度)	1.65%	常用労働者数 56 人以上の民間企業において常時雇用する労働者のうち、身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者の割合
地域のさまざまな主体と連携して実施する就職面接会の参加企業数	702 社 (22 年度)	780 社	県が関係機関、各種団体等地域のさまざまな主体と連携して実施する就職面接会の参加企業数
県が実施または支援する職業訓練への参加者数	2,941 人 (22 年度)	3,250 人	県が実施している職業訓練や、県が支援している民間の職業能力開発校における職業訓練への参加者数

施策 3.3.2 働き続けることができる環境づくり

主担当部局：生活・文化部

県民の皆さんよめざす姿

企業、経済団体、労働団体、行政等が、働き続けることができる環境づくりに向けて主体的に取り組むことにより、働いている人が、性別や年齢等に関わりなくいきいきと働くとともに、家庭生活や社会貢献活動、地域づくり活動なども充実し、仕事と生活を調和させています。

現状と課題

- 県民一人ひとりの自己実現のためには、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要ですが、平成 20（2008）年の金融危機や平成 23（2011）年の東日本大震災の発生による厳しい雇用・経済情勢の影響からその進展が停滞しており、今後、より一層の促進を図ることが求められています。
- 少子高齢社会の進展により、今後ますます生産年齢人口が減少することから、我が国の経済が活力を維持するためには、若者・女性・高齢者などの一層の就労が必要とされています。このため、特に女性が働き続けられる職場環境づくりの促進が求められています。
- 厳しい雇用・経済情勢の影響は、賃金・労働条件を含めた労働者の生活にも及んでいます。このため、労働者福祉の充実、とりわけセーフティネット機能の充実が求められています。

参考の視点

これまでの労働条件の向上や労働者福祉の充実を促進する取組に加え、ワーク・ライフ・バランスの推進など、地域社会の一員として積極的に社会へ参画できる基盤づくりを促進するとともに、若年層の早期離職の未然防止対策を進めます。

取組方向

- ワーク・ライフ・バランス推進のため、企業における取組の普及・啓発を図るとともに、労働者の社会貢献活動や地域づくり活動への参加などを支援します。
- 男女がともにいきいきと働き続けることができるよう、企業等での職場環境の整備に向けた機運を醸成することに加え、働き方の改革に向けた企業の優れた取組の発掘とその普及・啓発等を行います。
- 働くうえでのルールについての啓発や企業の現場を知る機会の提供等を行うなど、若年者の就職支援および早期離職の未然防止を図ります。
- 労働相談等に関する国との連携を強めるとともに、弁護士相談やメンタル・ヘルス・カウンセリングなど労働に関する各種相談への対応の充実等により、不安を抱いている労働者等へのセーフティネットとしての支援を行います。

平成 27 年度末での到達目標

企業等で働き続けることができる環境の整備が進み、労働者と経営者双方が協力し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）推進のための自主的な取組が増加しています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合	23.4% (22 年度)	35.0%	調査対象事業所（従業者規模10人以上300人未満の県内事業所から抽出）のうち、「何らかの形でワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる」と回答した事業所の割合

主な取組内容（基本事業）

33201 ワーク・ライフ・バランスの推進

(主担当：生活・文化部 勤労・雇用支援室)

企業等における環境整備の促進および勤労者の地域や家庭等でのワーク・ライフ・バランスの推進をめざします。

33202 男女がともに働きやすい職場づくり

(主担当：生活・文化部 勤労・雇用支援室)

男女がともにいきいきと働き続けることができるよう、企業等での職場環境整備に向けた機運を高めます。

33203 勤労者福祉の推進

(主担当：生活・文化部 勤労・雇用支援室)

勤労者の福祉の充実、とりわけセーフティネット機能の向上を図ります。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
ワーク・ライフ・バランスのセミナー等が役立つと回答した参加者の割合	85.6% (22年度)	90.0%	ワーク・ライフ・バランスがテーマのセミナー等におけるアンケートで、「取組を進めているうえで役立つ」と回答した参加者の割合
「男女がいきいきと働いている企業」の認証件数(累計)	76件	200件	「男女がいきいきと働いている企業」認証制度において認証した企業等の数
「働くルール」出前講座が役立つと回答した受講者の割合	89.4% (22年度)	91.5%	「働くルール」に関して高校等で実施した出前講座で、講座内容が働く上で役立つと回答した受講者の割合

施策343 國際戦略の推進

主担当部局：生活・文化部

県民の皆さんとめざす姿

姉妹・友好提携先に加えて、欧米やアジアなど、今後結びつきを強める必要のある地域を設定し、産業、観光、文化などのさまざまな分野で横断的に取り組むことにより、世界から優れた企業、人材の呼び込みや県内企業の海外展開が進み、地域に新たな活力と価値が創造されています。

現状と課題

- グローバル化による地域間競争が激化する中で、本県と今後連携を進めるべき地域について、これまで国際交流、貢献で蓄積した、人的資源、ネットワークを有効に活用していく必要があります。
- 日本の産業は、経済のグローバル化が一層進みつつ産業構造の転換が進んでいる中、歴史的な円高水準が続くなど、国内産業の空洞化への大きな懸念要因が顕在化してきており、海外からの投資を呼び込む視点から、地域としても戦略の構築が求められています。
- 国際的な市場がアジアを中心とした新興国に急激にシフトしていく中で、技術においても新興国の急激な追い上げを受ける一方、日本の中小企業の持つ高い独自技術が改めて見直されるなど、県内中小企業にとっても海外展開のチャンスを迎えています。
- 県内中小企業等が海外展開を図っていくためには、チャレンジしやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- 観光においては、これまで主に現地の旅行会社やメディア等を対象に説明会や招聘等を行い誘客を図ってきました。三重県の魅力をさらに効果的にPRし、誘客につなげていくためには、さまざまな主体と連携・協力した取組が必要です。

変革の視点

これまでの国際交流で得た資源を経済交流に積極的に活用するとともに、新たな国際ネットワークづくりなどに取り組み、産業、観光、文化などのさまざまな分野での連携が相乗効果を生み出すよう横断的な取組を進めます。

取組方向

- 姉妹・友好提携先との交流について、経済分野も含めた新たな交流の展開を進めるとともに、在外県人会や国際交流団体、みえ国際協力大使等の人的資源やネットワークも加わって情報の受発信を行うなど、産業、観光、文化等の分野で横断的な取組を進めます。
- 海外からの県内投資につながるよう、国際的なネットワーク力を持つ企業や関係機関等との連携づくりに取り組みます。
- 県内中小企業の海外展開に挑戦しやすい環境づくりのため、三重県ゆかりの海外の現地展開済み企業等によるネットワークを構築するとともに、海外の自治体や研究機関等との連携づくりや連携強化に取り組みます。また、公益財団法人国際環境技術移転センター（ICE-T）と連携し、そのネットワークを活用した取組を図っていきます。
- 河南省をはじめ今後誘客が期待できる市場に対し、現地の自治体等と連携し三重県の魅力をPRし、誘客を行います。また、市場調査等を行うことにより、新たな市場開拓を行い誘客につなげていきます。

平成27年度末での到達目標

国際社会のグローバル化に対応するため、姉妹・友好提携先や各国の在日大使館等との連携を強化するとともに、新たな国際ネットワークを構築し、海外に向けて県の持つ高い技術や観光資源等の魅力を発信することにより、海外自治体等との連携が進み、文化、経済的交流が活性化しています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
海外自治体等との連携により新たに創出された事業数(累計)	—	20件	海外の自治体や在日大使館等との連携から、新たに生まれた、産業、観光、文化関連の事業数

主な取組内容（基本事業）

34301 国際交流・貢献活動のネットワーク化の推進

(主担当：生活・文化部国際室)

姉妹・友好提携先とのネットワークを強化するとともに、みえ国際協力大使等の人的資源を活用した海外への情報受発信を図ります。

34302 企業活動を支える国際的なネットワークづくりの推進

(主担当：農水商工部産業集積室)

ネットワーク力を持つ企業・機関・自治体等のグローバルなネットワークづくりを進め、企業誘致や中小企業の海外展開につなげます。

34303 海外自治体等と連携した誘客戦略の展開

(主担当：農水商工部観光局観光・交流室)

海外の自治体等と連携し、三重県の知名度を向上させ、三重県への誘客につなげます。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
みえ国際協力大使数(累計)	112人 (22年度)	200人	みえ国際協力大使として委嘱した人数
新たに連携構築を行った国際的なネットワークの数(累計)	—	6件	企業の海外展開や誘致につながる連携を新たに構築した国際的なネットワークの数
観光における海外自治体等との連携事業数(累計)	—	10件	海外の自治体等と連携し、観光客誘致に取り組んだ事業数

26 (-)

第2編

選択・集中 プログラム

緊急課題
解決 1

命を守る緊急減災プロジェクト

主担当部局：防災危機管理部

解決すべき課題

- 東日本大震災や紀伊半島大水害によりもたらされた甚大な被害から得た貴重な教訓を、今後の防災・減災対策に迅速に生かしていく必要があります。
- 近い将来の発生が危惧されている東海・東南海・南海地震や近年多発している異常気象に伴う風水害など大規模自然災害に備えるには、災害は必ず起こることを前提に、さまざまな主体が「自助」「共助」「公助」による減災に向けた取組を緊急に進めるとともに、関係機関による防災・減災体制の構築、早期に効果を発現できる基盤施設の整備などに取り組み、総合的な災害対応力を強化していく必要があります。

県民の皆さんに成果をお届けします（プロジェクトの目標）

- 県民の命を守ることを最優先として緊急かつ集中的に取り組むべき対策を定めた「三重県緊急地震対策行動計画」や新たに策定する「三重県新地震対策行動計画（仮称）」、災害に強い地域づくりをめざす「三重風水害等対策アクションプログラム」等の計画に基づく取組を確実に進めていきます。また、市町をはじめとした関係機関との連携を充実させ、「備えるとともに、まず逃げる」ための対策や防災教育の促進、地域防災の核となる人材の育成、自然災害に備える基盤施設の整備等に重点的に取り組むなど、県全体の災害対応力を高めていきます。

プロジェクトの数値目標

目標項目	H23(現状)	H24	H27
緊急減災に向けた行動項目 (アクション) の進捗率			

【目標項目の説明】

- ・県関係部局が減災に向けて緊急に取り組む行動項目（アクション）の進捗率の平均値

プロジェクトの構成

実践取組1

「『逃げる』ための課題」 を解決するために

市町等の取組と連携した災害から「逃げる」ための環境整備や避難体制の整備、円滑な避難を促進するための啓発活動を推進します。

- 市町等が地域の特性に応じて実施する減災に向けた環境整備に関する取組を、緊急かつ集中的に支援します。
- 避難体制の緊急整備を目的として、避難困難地域等における避難計画の策定や避難訓練の実施、避難所運営マニュアル策定指針の改訂を行います。
- 東日本大震災の教訓をふまえ、「備えるとともに、まず逃げる」ことの重要性の認識や家庭・地域における自主的な防災活動の活性化をめざした啓発活動を展開します。

実践取組2

「地震による建物被害軽減に向けた課題」 を解決するために

木造住宅や公共施設等の耐震化を積極的に推進し、地震による建物の被害の軽減を図ります。

- 住宅の耐震化率を向上させ、住民や住まい、さらには、まちの安全性の向上を図ります。また、県立学校や私立学校、災害拠点病院等の医療施設、社会福祉施設の耐震化を促進します。

実践取組3

「災害対応力強化に向けた課題」 を解決するために

東日本大震災や最新の知見等をふまえて県の災害対応力を強化するため、取組の基本となる計画の策定や大規模災害に備えた防災・減災体制を整備します。

- 地震被害想定調査を実施し、この結果をもとに三重県地域防災計画を見直すとともに、三重県新地震対策行動計画（仮称）の策定を行います。
- 県内外の広域連携を促進し、効率的な応急・復旧対策活動の実施をめざすとともに、広域的な支援・受援を円滑に進めるための施設整備について検討を進めます。
- 大規模地震発生時等の医療提供体制を確保するため、DMA T^{往¹}の育成支援、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院の取組支援や、災害医療を支える人材育成などの取組を進めます。
- 緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備等を推進するとともに、大規模地震が発生した際に孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において、道路啓開^{往²}を迅速に展開できる態勢の整備を進めます。
- 地域住民の安全・安心のよりどころとして重要な防災拠点として、交番・駐在所の機能強化を進めます。

実践取組4

**「自らの命を自ら守るための課題」
を解決するために**

災害発生時に適切な避難行動を実施するためには、一人ひとりが高い防災意識を持ち、災害に対する正しい知識に基づき行動する必要があることから、防災教育の促進と防災の核となる人材の育成・活用を図り、防災意識の高い地域づくりを促進します。

- 災害に対する正しい知識と高い意識を持つ地域のリーダーの育成や、次世代を担う防災人材の育成に取り組みます。
- 東日本大震災における学校の被災状況をふまえ、学校の防災対策・防災教育の根本的な見直しのもと、児童生徒の命を守るとともに、被害軽減に必要な緊急対策を推進します。

実践取組5

**「自然災害に備える基盤施設の整備
に向けた課題」を解決するために**

激化する異常気象や迫りくる地震・津波に備え、特に緊急性が高く、早期に効果を発現できる施設の整備や住民の避難体制を確保するための情報提供の推進などに取り組みます。

- 大規模地震・津波の発生に備え、河川施設や海岸保全施設、下水道施設やため池、排水機場等の機能を確保するための対策を緊急に取り組むとともに、防潮扉や水門などを安全かつ確実に閉鎖するために、動力化や遠隔操作化等を進めます。
- 治水上支障となっている区間の河川整備や堆積した土砂の撤去、災害時要援護者関連施設に対する砂防施設の整備、土地改良施設の大型排水機場の機能向上などに取り組みます。また、災害時に

現地情報を的確に把握できる情報基盤を整備するとともに、住民避難に資する水防情報の提供を進めます。

- 津波被害が想定される地域において緊急総点検の結果に基づく既設避難路の再整備や避難地・避難路を保全するための土砂灾害対策、農山漁村地域における避難路、緊急輸送路として重要ななる農道・漁港関連道の整備を進めます。

注) 1 DMA T：災害急性期（おおむね発災後 48 時間以内）に活動できる機動性を持つ、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム。

注) 2 道路啓開：緊急車両等が通れるように、がれきなどを処理し、段差を修正するなど、救援ルートとして最優先で確保すること。

緊急課題
解決 4.

働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト

主担当部局：生活・文化部

解決すべき課題

- 東日本大震災等の影響により、依然として厳しい雇用情勢の中で、働きたい人に働く場が提供され、自らの力を最大限発揮できるよう、雇用確保の取組が求められています。
- 雇用の場の不足が続く厳しい状況を解決するためには、改めてその重要性が認識されている中小企業の成長や新たなビジネス創出、農水産業の振興等を図っていくことにより、雇用の場を創出するとともに、中小企業や農水産業への就労促進、新たなビジネスを担う人材育成などが必要となっています。
- 働く意欲はあるものの働く機会に恵まれない方に対し、求人ニーズをふまえた能力開発の機会の提供や、求人数が求職者数を上回る介護・福祉、保育職場への就労等を促進することにより、ミスマッチを解消し、厳しい雇用情勢を緩和させることができます。
- 新卒未就職者の増加など、特に厳しい状況にある若年者に対し、安定した就労に向けた重点的な支援が求められています。

県民の皆さんに成果をお届けします（プロジェクトの目標）

- 中小企業の成長支援や新たなビジネス創出、農水産業の振興等により、雇用の場を創出し、大学・大企業・中小企業・経済団体等との連携により、雇用に結びつく新たな仕組みが構築されています。
- 求職者に対して、求人ニーズをふまえた能力開発の機会を提供するとともに、求人側と求職側のミスマッチを解消することで、厳しい雇用情勢の緩和が進んでいます。
- 特に厳しい若年者の就職状況をふまえ、安定した就労に向けた重点的な支援を行うことにより、若者の不安定な就労状況の解消が進んでいます。

プロジェクトの数値目標

目標項目	H23(現状)	H24	H27
県内労働力人口に占める就業者の割合			
本プロジェクトにより支援した人の数			

〔目標項目の説明〕

- ・ 総務省統計局「労働力調査」（都道府県別モデル推計値）より試算した県内労働力人口に占める就業者の割合
- ・ 本プロジェクトの構成事業のうち、人材育成、就労支援等の事業により支援した人の数

プロジェクトの構成

実践取組1

「雇用の場の不足」 を産業振興の視点から解決するために

中小企業の成長に必要な人材の確保やニュービジネスの創出など、産業振興を図っていく中で、雇用の場を創出するとともに、雇用に結びつく視点から、大学、大企業、中小企業、経済団体と連携した新たな仕組みづくりや人材の育成に取り組みます。また、農水産業への就業・就労を促進していくため、市町や関係団体等と連携し、地域で支える新たな仕組みづくりに取り組みます。

- 中小企業の技術力・製品の品質向上や海外の市場開拓を担う人材の確保・育成を図っていくため、大学、大企業、中小企業、経済団体と連携し、技術力と営業力を持った企業O Bや大卒者、留学生等と中小企業とのマッチングの新たな仕組みづくりに取り組むことで、中小企業の成長を図りながら、雇用の場の創出につなげます。
- 女性、企業O Bや高齢者など、個々の経験や能力・知識を活用できる未就労人材が取り組める、地域の課題を解決するコミュニティビジネス、I Tや映像の活用による産業分類にない高付加価値なサービス業といったニュービジネスの創出を図り、雇用の場を創出していきます。
- 中小企業が自社の持つ既存の技術をベースに、自らの強みを生かしつつ時代のニーズを捉えた異分野への進出を促進するため、大学、金融機関等の関係機関と協働し、力強い企業家人材の育成等に取り組みます。
- 若者などの農水産業への就業・就労を促進するため、求人や研修

受入等にかかる情報発信とあわせて、市町や関係団体等と連携し、人材育成や就業・就労支援を行う新たな仕組みづくりに取り組みます。

実践取組2

「求人と求職のミスマッチ」 を解消するために

働く意欲はあるものの働く機会に恵まれない方に対し、求人ニーズをふまえた能力開発の機会を提供するとともに、求人人数が求職者数を上回る介護・福祉、保育職場への就労等を促進することにより、ミスマッチの解消を図ります。

- 福祉人材センターに介護・福祉職場にかかる求人・求職情報を集約し、ニーズや適性に応じた求人・求職のマッチングを行うとともに、職場体験や職場説明会の実施などにより、介護・福祉職場での就労を希望する人への相談・支援を行います。
- 保育士として働くとする者と保育士不足に悩む保育所の支援を行うことにより、保育人材の確保を図ります。

実践取組3

「若者の未就職や不安定な就労状況」 を解決するために

未就職卒業者をはじめとする大変厳しい雇用環境に置かれた若年者を対象に、就職への意識付けにはじまる人材育成を含めた、途切れのない就労支援を行います。

- 高校生が必要かつ適切な情報や知識を得て、幅広い職業選択を行い、地域産業の担い手として職業的・社会的自立を果たせるよう、関係機関と連携して就職対策に係る支援を行います。

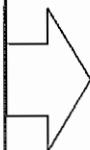
緊急課題
解決 6

「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト

主担当部局：健康福祉部

解決すべき課題

- 全ての人が障がいの有無に関わらず、地域社会の中で権利の主体として「共に生きる」社会の実現が求められています。
- 障がいのある人が地域社会で生活するためには、グループホームやケアホーム等の居住の場や日中活動の場の充実が必要であり、引き続き整備を続ける必要があります。
- 障がいのある人が精神的、経済的に自立していくためには、就労の場の確保と適切な支援が必要ですが、一般就労の場やそこでの支援は十分ではなく、多くの障がい者が在籍している福祉的就労における工賃も依然として低い現状にあります。
- 個々の利用者のニーズに対応したサービスの組み合わせや、地域で利用できるサービスの選択など、個人の課題にきめ細かく対応でき、ライフステージに応じた切れ目のない相談体制の充実が必要です。



県民の皆さんに成果をお届けします（プロジェクトの目標）

- 障がいの種別や程度に関わらず、誰もが地域社会の中で暮らせる居住の場や日中活動の場の整備が進んでいます。
- 障がいのある人が地域社会の中で、働くことを通じて自己実現を図るとともに生活の糧を得ることができるような、就労の場の確保や多様な働き方の展開が進んでいます。
- 障がいのある人が地域で自立して生活していくことができるよう、それぞれ個人の課題やライフステージに応じた途切れのない相談支援体制が整っています。

プロジェクトの数値目標

目標項目	H23(現状)	H24	H27
県の就労支援事業により一般就労した障がい者数			
民間企業における障がい者の実雇用率			
福祉的就労に従事している障がい者の平均工賃月額			

〔目標項目の説明〕

- ・県の就労支援事業によって就労した障がい者数
- ・常用労働者数 56 人以上の民間企業において常時雇用する労働者のうち、身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者の割合
- ・就労継続支援事業所（B型）の利用者に支払われる平均工賃月額

プロジェクトの構成

実践取組1

「地域での生活基盤の不足」 を解決するために

障がいのある人が、地域で安心していきいきと暮らせるように暮らしの場や日中活動の場の整備を進めます。

- 誰もが地域で暮らすことができるようグループホームやケアホームを整備するとともに、これまで難しいとされてきた重い障がいのある人たちのグループホーム等の利用を支援します。
また、急増する特別支援学校卒業予定者に対応するための日中活動の場を整備します。

実践取組2

「働くことへの課題」 を解決するために

障がいのある人が、地域で働きながら暮らせるように、就労の場や多様な働き方の提供を進めるとともに、就労の継続に向けた支援を行います。

- 特別支援学校に職業に関するコース制を導入し、職場体験実習を中心とした教育課程の編成を図るとともに、企業経験豊かな外部人材を配置し、職域開拓をさらに充実させます。
- 就労の機会と安定した収入の確保に向けて、共同受注窓口^{注)1}の取組を実施するとともに、障がいのある人と無い人が対等の立場で働く、一般就労や福祉的就労でない第三の道である社会的事業所^{注)2}の設置に向けた取組を進めます。

- 職場実習により障がい者が自らの職業適性を把握し職業選択をスムーズに行えるよう支援するとともに、障がい者が働く場を広げるため企業への働きかけを行います。
- 福祉事業所の農業参入や農業経営体への障がい者の就労を促進するため、農業者への意識啓発や支援体制の整備などの取組を実施します。

実践取組3

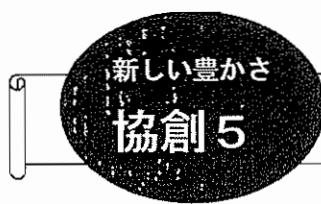
「日常生活上の支障や不安」 を解決するために

障がいのある人が地域で自立して生活していくことができるよう、それぞれ個人の課題やライフステージに応じた途切れのない相談支援体制を整備します。

- 発達障がいを含むすべての障がいのある児童生徒の一貫した支援ツールとして、「パーソナルカルテ」を作成し、情報を円滑に引継ぐことができる相談支援体制を整備します。
- 肢体不自由児および発達障がい児とその家族が適正な医療・福祉の支援が受けられるよう、地域支援機能を高めるとともに、県立草の実リハビリテーションセンターおよび県立小児心療センターあすなろ学園の一体的な整備を進めます。

注)1 共同受注窓口：46ページをご覧ください。

注)2 社会的事業所：46ページをご覧ください。



県民力を高める絆づくり協創プロジェクト

県民の皆さんとともに取り組みます（プロジェクトの目標）

めざす姿と到達目標

さまざまな分野において、多くの県民の皆さんのが、アクティブ・シチズンとして自らの個性や能力を発揮しながら、地域の課題解決に主体的に取り組み、成果を上げるとともに、充実した生活を送っています。

このような社会をめざして、子どもや若者をはじめ、外国人住民や障がい者など、さまざまな主体の参画を促進するための支援や場づくり、連携の仕組みづくりに取り組むことにより、4年後には、より幅広い層の県民の皆さんのが自らの能力を発揮しながら積極的に社会に参画したり、地域づくりの担い手として、地域の課題解決に取り組んだりしています。

「自立し、行動する」視点

将来の地域を担う子ども・若者や、地域の担い手として活動するために必要な支援やきっかけがないために、地域の活動などに参画する機会が少なかった外国人住民や障がい者の方々が、意欲と能力に応じて積極的に地域社会に参画することを促進するための仕組みづくりに取り組みます。

「みんなで取り組む」視点

プロジェクトの成果を幅広く県民の皆さんと共有するため、成果発表・交流会を開催します。また、「新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議（仮称）」を設置し、プロジェクトの取組実績を確認するとともに、課題や成果について、県民の皆さんとの意見をいただき、プロジェクトの推進に活用します。

主担当部局：政策部

プロジェクトの背景

- これまで、さまざまな分野で個人や企業、地域の団体等との「協働」を進めてきましたが、行政が主導した活動の「場」と役割分担のもとに参画するにどまっている場合も少なくありません。また、地域をよりよくしようという意欲の強い県民の皆さんやNPO等との協働が中心となっていました。
- 幅広い層の県民の皆さんに、主体的に協創の三重づくりに参画いただくとともに、活動の成果を多くの県民の皆さんに実感してもらえるような取組が必要です。

プロジェクトの数値目標

目標項目	H23(現状)	H24	H27
学生の地域活動への参画率			
パートナーグループのネットワーク構築数			
認定NPO法人数			

【目標項目の説明】

- 県内高等教育機関の学生のうち、地域活動へ参画している学生の割合
- 地域をよりよくしていくとするパートナーグループのネットワーク構築数
- 県内の特定非営利活動法人のうち、その運営組織および事業活動が適正であり、公益の増進に資するものとして、認定を受けた特定非営利活動法人（認定NPO法人）の数

プロジェクトの構成

実践取組1

「次代を担う子ども・若者の県民力を高める仕組みづくり」に挑戦します！

県民力養成の視点から、次代を担う子ども・若者の能力発揮のための支援や参画を促進するための仕組みづくりに取り組みます。

- 県内高等教育機関の学生の地域活動等への参画を促進するため、学生と地域のさまざまな主体が地域課題をテーマに議論を行い地域づくりへの理解を深めるきっかけとする交流フォーラムを開催します。その上で、課題解決に向けた提案を学生から募集し、その実践活動を支援するとともに、活動の成果を県民の皆さんと共有するため、シンポジウムを開催します。
- 将来の地域の担い手となる子どもたちの参画を促進するため、農村地域の課題解決に取り組む組織が、地域の子どもたちとともに、豊かな自然や美しい景観など、地域資源の保全活動に取り組むことを支援します。
- 社会全体で取り組む犯罪抑止活動等への若者の参画を促進するため、大学生ボランティアによる非行少年の立ち直り支援活動等のほか、学生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」などの犯罪被害者等支援への理解を深める取組を進めます。

実践取組2

「さまざまな事情で支援が必要な県民の能力発揮・参画の支援」に挑戦します！

県民力の養成の視点から、外国人住民や障がい者など、必要なサポ

ートがあればその能力を発揮し、地域社会で活躍できる県民の皆さんを支援します。

- 外国人住民の地域社会への参画を支援するため、さまざまな主体と連携して、外国人児童生徒への就学支援や教科の指導方法等の三重県モデルの確立、地域の自治会等と連携した外国人住民を対象とする防災研修の実施、多文化共生の啓発等に総合的に取り組みます。
- 障がい者の能力発揮と地域社会での活動を促進するため、県内で芸術文化活動に取り組む障がい者が作品等を発表できる機会を確保するとともに、身体障害者補助犬の使用による社会参加受入環境整備に向けた取組を進めます。
- 身体に障がいのある方や妊産婦の方など、歩行が困難な方の外出を支援するため、パーキングパーミット制度^{注1}を導入します。

実践取組3

「『美し国おこし・三重』の新たな展開」に挑戦します！

県民力拡大の視点から、これまでの「美し国おこし・三重」の取組をさらに深化させ、人と人、人と地域、人と自然の絆づくりを深めるとともに、特色ある地域資源を生かした自立・持続可能な地域づくりを進めます。

- 県民の皆さんの地域づくりへの参画を促進するため、「美し国おこし・三重」のパートナーグループに対して、ネットワーク化支援や専門家の派遣、財政的支援などを行うとともに、「テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし」を、より情報発信力のある取組として展開します。また、県民力の結集を図るため、6

年間の取組の成果を集約・披露し、集客・交流の拡大を図る「集大成イベント」を開催します。

実践取組4

「NPOの活動を支える仕組みづくり」 に挑戦します！

県民力発揮の視点から、NPOの活動を支える仕組みを整備するとともに、NPOと他のさまざまな主体との連携を促進します。

- NPOの自立した活動を促進するため、県民や企業等のNPOに対する理解を深める取組を進め、寄付やボランティアなどを通じたNPO活動への参画・支援を促進します。また、災害時に備えたNPOを中心としたさまざまな主体のネットワークづくりや、連携を促進する仕組みづくりに取り組みます。

注) 1 パーキングパーミット制度：46ページをご覧ください。

第3編

計画の推進

行政運営6 広聴広報の充実

主担当部局：政策部

めざす姿

県政に対する理解と関心が深まるとともに、より効果的な県政運営が実施できるよう、県政情報が適切に発信されています。

また、県政の質を高め、参画がより一層進むよう、県政に対する意見・提言等が適切に把握されています。

これらにより、県民等の個人情報が適正に管理されている中、県民の皆さん、企業、市町、県などの間で、必要な情報の共有が進んでいます。

現状と課題

- 県政の質を高めるとともに、県民の皆さんとの相互理解と信頼関係を深め、県政への参画を進めるためには、個人情報を適正に管理する中で、県民の皆さんとのコミュニケーションツールとしての広聴広報活動を効果的・効率的に展開していくことが必要です。
- 県広報紙「県政だよりみえ」をはじめ、「新聞（報道、広告）」「ラジオ・テレビ」「ホームページ」等の広報媒体を用いて、県の施策や事業等の県政情報を適時に、かつわかりやすく提供するとともに情報公開にも努めてきました。しかしながら、情報通信技術の進展等に伴い、情報入手手段が多様化してきており、より効果的な広報媒体の充実を図っていく必要があります。
- 県政に対する幅広い「県民の声」を集約して県政に反映させていくためには、県民の皆さんからの声に誠実に応え、改善を図るとともに、県から県民の皆さんに積極的に働きかけ、提言、意見などを求めていくことが必要です。

変革の視点

県民の皆さんの県政への参画を進めるとともに、県民の皆さんとの相互理解と信頼関係を深めながら、県政の質を高めていくため、県民の皆さんが必要とする県政情報を積極的に発信し、より多くの県民の皆さんに知りたいととともに、地域の課題やニーズなど幅広く「県民の声」を受信できるようにしていきます。

取組方向

- 県政運営に係る情報や課題等をわかりやすく提供し、より効果的に事業を実施するため、「県政だより」「新聞」「ラジオ・テレビ」「インターネット」などさまざまな媒体の特性を生かしながら、適時・的確に、かつ興味・関心を持ってもらえるように発信していきます。
- 県政情報を迅速かつ幅広く周知していくため、ニュース性のあるタイマリーな情報提供に努めるなど、積極的にマスメディアを活用した、パブリシティ活動による情報発信を行っていきます。
- 県民の皆さんのお意見や提案を県政運営に生かしていくため、「県民の声相談」「IT広聴事業（e-モニター）」や知事が現場に出向いて直接対話をを行うなどさまざまな手法を活用した広聴活動を展開していきます。
- 県政の透明性を高め、公正で民主的な県政を推進するため、情報公開制度を的確に運用します。また、県民の皆さんのが自らの暮らしに生かせるよう各種統計情報を積極的かつ正確に、わかりやすく提供していきます。

平成27年度末での到達目標

県民の皆さんへの一方的なお知らせにとどまらず、多様な媒体を活用した情報発信を行うなど、県民の皆さんが必要とする県政情報が容易に入手できるような広報活動を展開するとともに、県民の皆さん之声を幅広く受信する広聴機能がより一層充実しています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
得たいと思う県情報が得られている県民の割合	54.2%	60.0%	e-モニターを活用した調査で、得たいと思う県政情報が「十分入手できている」「概ね入手できている」と感じている県民の割合

主な取組内容（基本事項）

40601 効果的な広聴広報機能の推進（主担当：政策部広聴広報室）

多様な広報媒体を通じて県民の皆さんが必要とする県政情報が、適切かつ確実に伝わるとともに、さまざまな手法を活用して、広聴活動を展開します。

40602 統計情報の効果的な発信と活用の促進

(主担当：政策部統計室)

県民の皆さんや企業・団体等が、必要な統計情報を自由に入手、加工・分析して、社会状況の判断や行動・活動の基礎となるなど、さまざまな意思決定に利用できるよう、各種の統計情報を提供していきます。

40603 行政情報の積極的な公開と個人情報の適正な保護

(主担当：生活・文化部情報公開室)

県民の皆さんが、知りたい県政情報を入手できるとともに、個人情報が適正に保護されています。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県のホームページ (トップページ)への アクセス件数	168万件 (22年度)	178万件	県のホームページ(トップページ)への年間アクセス件数(訪問者数)
統計情報利用件数 (みえ DataBox アクセス件数)	471,312件 (22年度)	720,000件	県の統計情報のインターネット上の総合窓口となっている「みえ DataBox」への年間のアクセス件数(訪問者数)
公文書や個人情報の開示決定等における開示・非開示判断の適正度	79.0% (22年度)	80.0%	公文書開示請求の開示決定等および個人情報の開示決定等に対する開示請求者等(県民等)からの不服申立てについて、三重県情報公開審査会、三重県個人情報保護審査会が行政機関の決定が適正(一部容認は含まない)であると判断した割合